

取扱注意

役員報酬規程

2014年 2月 1日(第01版)
NPO法人ディック遺児奨学会

制定・改版履歴表

[illegible]

役員報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、NPO法人ディック遺児奨学会（以下「本法人」という）の
役員の報酬のについて定めることを目的とする。

(報酬および費用の支給)

第 2 条 本法人は、役員報酬および費用の支給は一切支給しない。

(補足)

第 3 条 この規程の実施に関し必要な事項は、総会が別に定める。

付 則

1. 平成26年 2月 1日制定

取扱注意

賃金規程

2015年 6月 5日（第01版）
NPO法人ディック遺児奨学会

制定・改版履歷表

[illegible]

賃 金 規 程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は NPO 法人ディック遺児奨学会の従業員の賃金について定めたものである。

(賃金の構成)

第 2 条 賃金の構成は次の通りとする。

賃金	基本給	基本給
	時間外手当	時間外勤務手当
		深夜勤務手当
		休日勤務手当
	その他の手当	通勤手当
		夜勤手当

(賃金の支払形態)

第 3 条 従業員の賃金は、日給月給制とする。

第 2 章 賃金の計算および支払い

(賃金の支払方法)

第 4 条 賃金は従業員が指定した本人名義の金融機関口座への振り込みを原則とする。

2. 口座振込を希望する従業員は、法人が定めた書面により、賃金の振り込みを受ける金融機関の口座等必要事項を届出なければならない。
3. 法人は口座振込により賃金を支払う場合、原則として支払日の午前 10 時ごろまでに払い出しができるようにする。

(賃金の控除)

第 5 条 会社は、従業員への賃金は全額支払いすることを原則とするが、従業員代表との間で「賃金支払に関する協定」を締結した場合、協定に定めたものを控除して賃金を支払うことができる。

(賃金の計算期間および支払日)

第 6 条 賃金の計算期間および支払日は次の通りとする。

- (1) 賃金計算期間：当月 1 日から当月末日までとする。
- (2) 賃金支払日：翌月 10 日。但し、賃金支払日が金融機関の休業日の場合はその前営業日とする。

(非常時払)

第 7 条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は従業員（本人が死亡したときはその遺族）の請求により賃金支払日の前であっても既往の就業に対する賃金を支払う。

- (1) 従業員が死亡、退職した場合
- (2) 従業員またはその収入によって生計を維持する者が結婚、出産、疾病、死亡または災害のため費用を必要とする場合
- (3) 従業員またはその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事由により 1 週間以上にわたって帰郷する場合

(入社、復職、退職した月の賃金)

第 8 条 賃金計算期間の中途に入社もしくは復職し、または退職する従業員の当月分の賃金は、原則として入社、復職または退職の日を基準として日割計算により支給する。

(日割額および時間割額の計算)

第 9 条 賃金の日割額および時間割額は次の計算による。

$$\begin{aligned}\text{時間割額} &= \frac{\text{基本給}}{1 \text{ ヲ月平均所定勤務時間}} \\ \text{日割額} &= \text{時間割額} \times 1 \text{ 日の所定勤務時間}\end{aligned}$$

2. 計算上、円未満の端数は切り上げとする。

(割増賃金の計算)

第10条 第18条に規定する割増賃金の計算は、実働30分単位で行う。

(欠勤による減額)

第11条 欠勤した場合は、欠勤1日につき第9条の日割額を減額する。但し、賃金計算期間中を通じて欠勤した場合は、賃金を支給しない。

(遅刻、早退、私用外出による減額)

第12条 遅刻、早退または私用外出した場合は、その時間数に応じて第9条に定める時間割額を減額する。但し、30分単位(30分未満は30分に切り上げる)とする。

(休職期間中の賃金)

第13条 休職期間中は賃金を支給しない。但し、別に定めた場合は、この限りでない。

第3章 基本給

(基本給)

第14条 基本給は月額とし従業員の学識経験、技量を含む職務遂行能力によって設定した資格規程「別表1」に基づく等級と号俸により職能給賃金表基本テーブル「別表2」に定める額とする。

(昇給)

第15条 昇給は毎年4月、基本給について行う。但し、業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合、昇給月を延期しまたは昇給しないことがある。

2. 毎年、前年度4月1日から3月31日までの勤務態度、勤務成績、貢献度等を勘案し等級と号俸を決定する。但し、次の者は原則として昇給から除外する。

(1) 前年9月1日以降に採用された者

(2) 昇給時期に休職中の者

第4章 その他の手当

(通勤手当)

第16条 別に定める規程による。

(夜勤手当)

第17条 以下の者が深夜時間帯（午後10時から翌日午前5時まで）の間に4時間以上勤務した場合は夜勤手当として1回につき500円支給する。

- (1) シフト勤務で深夜時間帯が所定勤務時間になっている者
- (2) 通常勤務の残業が深夜時間帯に及んだ者

第5章 割増賃金

(割増賃金)

第18条 法人は、所定勤務時間を超えて勤務した場合は時間外勤務手当を、休日に勤務した場合は休日勤務手当を、また深夜（午後10時から翌日午前5時まで）に勤務した場合は深夜勤務手当を、次の計算により支給する。

$$\frac{\text{基本給}}{\text{1ヵ月平均所定勤務時間}} \times \text{割増率} \times \text{勤務時間数}$$

2. 前項の割増率は次の通りとする。但し、午前5時から始業時まで引き続き勤務した場合、徹夜勤務として深夜勤務手当を適用する。

時間外勤務手当・・・25%

深夜勤務手当・・・25%

休日勤務手当・・・35%

3. 1ヵ月の時間外勤務が60時間を超える場合は、超えた部分の割増率は50%とする。但し、所定休日勤務時間は時間外勤務時間に数え、法定休日勤務時間は休日勤務時間として数える。

4. 時間外勤務が深夜勤務に及んだ場合の割増率は50%、1ヵ月60時間を超える時間外勤務が深夜勤務の時間帯に発生した場合の割増率は75%とする。また、休日勤務が深夜勤務に及んだ場合の割増率は60%とする。
5. 法人は、従業員代表との間で締結した「時間外労働・休日労働に関する協定」が特別条項付きであった場合、限度基準を超えた時間外勤務の割増賃金率を、その協定に準ずるものとする。

第6章 不就業に対する賃金

(休暇に対する賃金)

第19条 従業員が次の休暇を取得した場合、賃金を支給する。

- ・ 年次有給休暇
- ・ 赴任休暇
- ・ 特別休暇（結婚休暇、出産休暇、忌引休暇）

(遅刻、早退および欠勤時の賃金)

第20条 従業員が遅刻、早退欠勤等により就労しなかった場合、賃金は支払わない。

(休職・休業手当)

第21条 従業員が法人の責に帰すべき事由により休職・休業した場合は、平均賃金の60%を支給する。

第7章 平均賃金

(平均賃金)

第22条 平均賃金は次の計算による。

$$\text{平均賃金} = \frac{\text{直前の賃金計算期間締切日より起算した3ヵ月間の賃金総額}}{\text{3ヵ月間の総日数(暦日数)}}$$

2. 前項の賃金総額には、臨時に支給した賃金および3ヵ月を超える期間ごとに支給した賃金は算入しない。
3. 雇用後3月未満の者については、第1項の期間は雇用後の期間とする。

第 8 章 雑則

(不正受給の返還)

第 2 3 条 この規程に定める額を不正に受給した場合、法人はその全額の返還を求めるものとする。

付 則

1. 平成 2 7 年 6 月 5 日制定

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	NPO 法人ディック遺児奨学会	事業年度	令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日
-----	-----------------	------	---------------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

[illegible]

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項〔③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引〕

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		3,000,000 円	寄附金
		120,000 円	寄附金
		112,000 円	寄附金
		60,000 円	寄附金
		24,000 円	寄附金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		240,000 円	奨学金の支給
		240,000 円	奨学金の支給
		240,000 円	奨学金の支給
		240,000 円	奨学金の支給
		240,000 円	奨学金の支給

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

3 寄附者に関する事項〔④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
なし					

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	令和6年1月1日 ～ 令和6年12月31日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
0 人	0 円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支 出 先 の 名 称 等	住 所 等	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
		R6.01.31	380,000 円	大震災被災により親を亡くした高校生に対する奨学金の給付
		R6.02.29	380,000 円	大震災被災により親を亡くした高校生に対する奨学金の給付
		R6.03.29	300,000 円	大震災被災により親を亡くした高校生に対する奨学金の給付
		R6.04.26	300,000 円	大震災被災により親を亡くした高校生に対する奨学金の給付
		R6.05.31	300,000 円	大震災被災により親を亡くした高校生に対する奨学金の給付
		R6.06.28	300,000 円	大震災被災により親を亡くした高校生に対する奨学金の給付
		R6.07.31	300,000 円	大震災被災により親を亡くした高校生に対する奨学金の給付
		R6.08.30	300,000 円	大震災被災により親を亡くした高校生に対する奨学金の給付
		R6.09.30	300,000 円	大震災被災により親を亡くした高校生に対する奨学金の給付
		R6.10.31	300,000 円	大震災被災により親を亡くした高校生に対する奨学金の給付
		R6.11.29	300,000 円	大震災被災により親を亡くした高校生に対する奨学金の給付
		R6.12.27	300,000 円	大震災被災により親を亡くした高校生に対する奨学金の給付
		合 計	3,760,000 円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

[illegible]

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	NPO 法人ディック遺児奨学会					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓	
イ							
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
区 分		①	②	③	④	⑤	
①	令和6年1月1日～令和6年12月31日	8人	2人	25.0%	2人	25.0%	
②	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
③	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
④	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑦	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
申 請 時		人	人	%	人	%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ☒ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	☒ はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

⑥ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「①～④」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「④」については、イに記載する各期間（「①」から「④」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「④」については、イに記載する各期間（「①」から「④」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	NPO 法人ディック遺児奨学会	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役 員 数		8 人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2 人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2 人	人	人	人	人	人	人

役 員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	就任・退任 年月日
原田 隆之		理事		○						H24. 04. 27 就任
裕木 義人		理事		○						H24. 04. 27 就任
小城 博		理事		○						H24. 04. 27 就任
米野 高弘		理事		○						H24. 04. 27 就任
反圃 あづさ		理事		○						H27. 09. 30 就任
角田 信之		理事		○						H30. 04. 01 就任
柏木 健一郎		理事		○						R2. 04. 01 就任
原田 明		監事		○						H24. 04. 27 就任

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	NPO 法人ディック遺児奨学会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（会計王）使用 ルーズリーフ	都度	7年
仕訳日記帳	会計ソフト（会計王）使用 ルーズリーフ	都度	7年
現金出納帳	エクセル使用 ルーズリーフ	都度	7年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	NPO 法人ディック遺児奨学会						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							✓
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時の価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	NPO 法人ディック遺児奨学会		チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			✓				
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類							
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			<table border="1"> <tr> <td>同</td> <td>意</td> </tr> <tr> <td> ☒ する </td> <td> ☐ しない </td> </tr> </table>	同	意	☒ する	☐ しない
同	意						
☒ する	☐ しない						
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの						
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類						
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類						
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程						
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日						
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し						

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	NPO 法人ディック遺児奨学会
-----	-----------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	NPO 法人ディック遺児奨学会		チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。			✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人			
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有	無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有	無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有	無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有	無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい	いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい	いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい	いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要		
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい	いいえ
6	次のいずれかに該当する法人		
イ	暴力団	はい	いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい	いいえ